

公 募 要 領

沖縄県土木建築部公告土住第1号（令和3年6月14日）の「沖縄県住生活基本計画変更計画策定等業務」に係る企画書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この公募要領によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 沖縄県住生活基本計画変更計画策定等業務
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務の目的

ア 沖縄県住生活基本計画変更計画策定業務

本県では、平成18年度に「誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄」を目指して「沖縄県住生活基本計画」を策定し、平成24年、平成28年に同計画の見直しを行い、本県の住宅施策を進めているところであるが、今年度（令和3年度）は、5年ごとの計画の見直し時期にあっており、現行計画で定めた各施策及び指標の見直しを行うために必要な各種資料やデータの収集及び検討委員会を行い、同計画の変更計画を策定する。

また、マンション管理の適正化の推進に関する法律第3条の2に定める「マンション適正化推進計画」及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項に規定する「賃貸住宅供給計画」を本沖縄県住生活基本計画が兼ねるものとする変更を行う。

イ 令和3年度沖縄県高齢者居住安定確保計画改定調査委託業務

本業務は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で定める高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針（基本方針）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して住み続けられるための基本的な方針やその実現に向けた施策等を示した「沖縄県高齢者居住安定確保計画（平成31年3月策定）」の所用の見直しを行い、昨今の社会情勢の変化に対応したより効率的で実効性のある計画として改定を行う。

ウ 沖縄県公営住宅等長寿命化計画等策定業務

本県では、これまで20,021戸の県営住宅を建設しているが、その約半数が昭和55年～平成2年までの11年間に建設されており、これらの老朽化した多くの公営住宅ストックの効率的な更新が課題となっている。このため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に資するため、平成29年度に「沖縄県公営住宅等長寿命化計画」及び「沖縄県公営住宅ストック総合活用計画」を策定し整備方針としているところであるが、同計画の策定から5年が経過し、これらの計画の見直し、新しい計画を策定する。

また、公営住宅ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に効果的な維持修繕を実現させるために「沖縄県公営住宅等長期修繕計画」も併せて策定する

エ 全面的改善の最適改善手法評価の実施

本県の公営住宅の約半数が昭和55年～平成2年までに建設している。これらの老朽化した多くの公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減及びバリアフリー化に資するための施策として全面的改善事業が有効な手法となるか検討する

(4) 業務内容

ア 沖縄県住生活基本計画変更計画策定業務

- (7) 現行施策効果の分析、評価、見直し（H30住宅・土地統計調査報告等による各指標の検証等）
 - a 満足度・重要度分析による県民ニーズ評価
 - b 成果指標の分析
 - c 施策の実施状況を踏まえた総合評価

- d 国の成果指標との整合性の確保に伴う状況把握
- e 異なる役割を持たせた成果指標の提案
- (f) 全国計画、県の新たな動向（施策展開）への対応
 - a 選択と集中による計画の実効性の確保
 - b 住宅施策と福祉施策の連携における先駆的取組みの反映
 - c トータルな住生活を支える提案
 - d 市町村アンケート調査の実施
 - e 住宅・福祉関連事業者・NPO等ヒアリングの実施
- (g) 今後の県営住宅戸数のあり方検討
 - a 国の公営住宅目標量設定支援プログラムを活用した要支援世帯の算出
 - b 民間等との役割分担による要支援世帯への対応
 - c 沖縄県の特性を踏まえたプログラムの調整
- (h) 県営団地における福祉施設の併設等、団地環境の改善・活性化検討
 - a 生活支援の主体ごとの実施方策の検討
 - b 既存ストックの活用による地域活性化の提案
- (i) 沖縄県マンション管理適正化推進計画の兼用
 - a 沖縄県の町村区域におけるマンション管理の適正化に関する目標
 - b 沖縄県の町村区域におけるマンションの管理の状況を把握するための措置に関する事項
 - c 沖縄県の町村区域におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
 - d 沖縄県の町村区域における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項
 - e マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - f 計画期間
 - g その他沖縄県の町村区域内におけるマンションの管理の適正化に推進に関し必要な事項
- (j) 沖縄県賃貸住宅供給促進計画の兼用
 - a 県内における要配慮者の世帯数や居住の実態の把握及び要配慮者に対する賃貸住宅の供給状況の把握（参考「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」）。
 - b ①以外で、供給促進計画において定めることとされている事項についての検討。
 - c ①及び②を踏まえ、供給促進計画改定の案を作成する。
- (k) 付随する関連業務
 - 県内市町村協議、パブリックコメント及び地域住宅協議会の実施に必要な資料作成及び意見への対応（見直し等）
- イ 令和3年度沖縄県高齢者居住安定確保計画改定委託業務
 - (ア) 「沖縄県高齢者居住安定確保計画」改定版の作成
 - a 高齢者居住安定確保計画の目的と位置づけ
 - (a) 策定の背景と目的
 - (b) 計画の位置づけと期間
 - (c) 計画の構成
 - b 沖縄の高齢者を取り巻く状況の分析
 - (a) 人口構造の状況
 - (b) 要介護（要支援）高齢者の状況
 - (c) 高齢者世帯の状況
 - (d) 高齢者の所得状況
 - (e) 高齢者の住まい等の状況
 - (f) 高齢者の民間賃貸住宅入居に関する実態
 - (g) 高齢期における住まいの意向
 - (h) 高齢者向け住宅、介護保険施設等の整備状況
 - (i) 離島町村の状況
 - c 高齢者の居住の安定確保に向けた課題と目標の設定
 - (a) 高齢者の住まいに関する課題

- (b) 高齢者の居住の安定確保に向けた目標
- (c) 数値目標
- d 目標実現のための施策
 - (a) 推進施策
- e 沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業について
 - (a) 沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準（法定基準への付加）※現行基準の見直し
 - (b) 他都道府県の付加基準の設定状況の調査及び分析
 - (c) 県内サービス付き高齢者向け住宅登録状況・入居状況・サービスの提供状況等の分析
- f 資料編
 - (a) 関連計画
 - (b) 用語集
- (i) 付随する関連業務
 - 県内市町村協議、パブリックコメント及び地域住宅協議会の実施に必要な資料作成及び意見への対応（見直し等）

ウ 沖縄県公営住宅等長寿命化計画等策定業務

沖縄県公営住宅等長寿命化計画（本文のみ20頁程度とする。）

- (ア) 長寿命化計画の背景・目的
 - a 背景
 - b 目的
- (イ) 計画期間
 - ・R3年度～R12年度
- (ウ) 公営住宅等ストックの状況
 - ・管理戸数（構造種別、建築年度別、規模別、行政区域別、供給主体別 等）
 - ・入居者の状況（年齢別、世帯人数別、収入状況 等）
 - ・応募倍率、収入超過者・高額所得者に対する取組状況
 - ・空家の状況
 - ・その他事業手法の選定に用いる公営住宅等ストックの物理的な状況等（耐震性の有無、二方向避難の確保状況、バリアフリー化の状況等）
- (エ) 長寿命化に関する基本方針
 - a ストックの把握（定期点検及び日常点検）・修繕の実施・データ管理に関する方針
管理する公営住宅ストックの数や特性等に応じて、ストックの現状把握、データ管理に関する方針を記載する。
 - b 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針
公営住宅等の改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るための維持管理（日常点検、計画修繕、改善）の方針を記載する。
- (オ) 長寿命化計画の対象と事業手法の選定
 - a 対象
県営住宅（改良住宅を含む。）
 - b 団地別・住棟別状況の把握（調査項目の設定）
 - (a) 団地別・住棟別の基礎的項目（敷地面積、戸数、建設年度等）
 - (b) 団地別・住棟別活用手法の選定に必要な項目（需要、周辺環境等）
 - (c) 維持管理の計画に必要な項目（現状、修繕・管理・点検履歴、仕様等）
 - c 団地別・住棟別活用計画
ストック活用計画手法別（修繕、改善、建替、用途廃止等）の戸数を整理する。
手法の選定フロー：1次判定、2次判定、3次判定
- (カ) 点検の実施方針
 - ・定期点検及び日常点検の実施方針を記載する。
- (キ) 計画修繕の実施方針
 - a 適切な維持管理による長寿命化を図るため、計画修繕の実施方針を記載する。

b 別冊で策定する「沖縄県公営住宅等長期修繕計画」との整合を図り、効率的な工事の実施が可能な計画とする。

(ク) 改善事業の実施方針

・安全性確保型、長寿命化型、福祉対応型、居住性向上型に分類し、各々の実施方針を記載する。

(ケ) 建替事業の実施方針

・高度利用、土地の有効活用（社会福祉施設の導入等）
・他の団地との集約・再編等の可能性

(コ) 長寿命化のための事業実施予定一覧

- a 【様式1】 計画修繕・改善事業の実施予定一覧
- b 【様式2】 新規整備事業及び建替事業の実施予定一覧
- c 【様式3】 共同施設に係る事業の実施予定一覧（集会所・遊具等）

(カ) ライフサイクルコストとその縮減効果の算出

新規整備及び建替事業を実施する公営住宅等について、ライフサイクルコストを算出し、その結果を記載する。

また、長寿命化型改善事業、全面的改善事業を実施する公営住宅等を対象として、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果を算出する。

沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画（80ページ程度）

(ア) 計画の概要

- a 背景と目的
- b 計画の位置づけ
計画の構成
- d 計画の対象 県営団地132団地 17,060戸 豊見城団地県改良住宅 409戸
- e 計画の期間 R3年度～R12年度

(イ) 公営住宅等ストックの状況のまとめ

- a 管理戸数（構造種別、建設年度別、規模別、地域別 等）
- b 入居者の状況（年齢別、世帯人数別 等）
 - (a) 居住面積と世帯人数の関係表を作成し、住生活基本計画（全国計画）に基づく最低居住面積を下回る住戸数、都市型誘導居住面積を上回る住戸数を把握する。また、何人世帯が多いかなどについても把握する。
 - (b) 年齢別入居世帯数の図表を作成し、高齢者世帯が多いか、子育て世帯が多いかなどについて把握する。また、世帯主の年齢層も把握する。
- c 入居者の収入状況
分位による所得金額範囲に対する戸数表を作成し、原則階層や収入超過階層の割合を把握する。
- d 空き家の状況
団地毎にまとめる。
- e 収入超過者・高額所得者に対する取り組み状況
- f 応募者の状況
募集戸数、応募人数、応募倍率などをまとめる。

(ウ) これまでの取り組み結果

現行のストック活用計画で位置づけられている建て替え、改善、修繕計画がどの程度進捗したかについてまとめる。

(エ) ストック活用の基本目標

- a 基本理念
- b 基本方針（以下は項目例）
 - (a) 建物（躯体）の安全性の確保、耐久性の向上による長期有効活用
 - (b) セーフティネット機能の確保
 - (c) 質の高い住宅ストックの形成と維持保全

- (d) 高齢者等に配慮した住宅・住環境の創出
 - (e) 団地コミュニティや市町村との連携による福祉施設の整備、防犯性の向上
 - (f) 環境に配慮したストックの形成
 - c 整備水準の目標
 - 誘導居住面積水準を目指した住宅供給、高齢者世帯、単身世帯、子育て世帯への配慮等
 - (ウ) 県営住宅（改良住宅を含む）活用手法の検討
 - a 活用手法選定の考え方
 - (a) 手法選定の視点
 - (b) 手法選定のフロー：1次判定、2次判定、3次判定
 - b 活用手法の選定
 - 県営住宅及び改良住宅の全団地について判定する。
 - (カ) ストック活用計画
 - (ウ) で判定された各団地について、事業手法を検討する。
 - a 建て替え
 - (a) 手法
 - ・高層化→余剰地活用（福祉施設（市町村の役割も検討）、売却等）
 - ・団地の統合（2つ以上の団地が近い場合）
 - ・高齢者単身世帯等のため、1ルーム・1LDKなどの規模の小さい住戸を造る。
 - ・PFI等民間活用 等
 - (b) 優先順位：
 - 耐用年数、劣化状況、耐震性、機能性、需要の高さ（応募倍率）等を総合的に判断し、優先順位を決める。
- ※耐震性のみが問題で、コンクリート・鉄筋がそれほど劣化していない団地は耐震改修を行う。
- b 改善
 - 耐震性、劣化状況は問題ないが、機能性に問題がある場合に改善を行う。
 - ・2戸を合わせて1戸にする、3戸を合わせて2戸にする（部屋を増やす）。
 - ・1戸を分割し2戸にする（単身者用）。
 - ・バリアフリー化、ニーズにあった設備機器の付加等
 - ・防水や設備更新など、修繕であっても長寿命化が期待できるものは改善として扱う。
- c 修繕
 - 個別の日常的な修繕とは別に、長期修繕計画を決める。

沖縄県公営住宅等長期修繕計画（本文のみ 10ページ程度（計画表等除く））

- (ア) 背景・目的
- (イ) 計画期間
 - ・R3年度～R32年度（30年以上）
- (ウ) 長期修繕計画の構成
 - a 建物・設備の概要
 - b 調査・診断の概要（次回実施時期含む）
 - c 長期修繕計画の作成・修繕費の設定の考え方
 - d 長期修繕計画の内容（計画期間の設定、推定修繕項目、修繕終期、修繕工事費など）
- (エ) 対象団地
 - ・全ての県営住宅（改良住宅含む。）
- (オ) 長寿命化計画との整合
 - ・「沖縄県公営住宅等長寿命化計画」に記載している下記方針等との整合を図る。
 - a 点検の実施方針
 - b 計画修繕の実施方針（時期の重複の場合は、併せて工事を実施するなど）
 - c 建替事業の実施方針（残りの供用期間は短い場合は、修繕を行わないなど）
- (カ) その他
 - ・沖縄県公営住宅等長期修繕計画作成に向けた基礎調査業務（その1）報告書（令和2年度作成中）との整合を図る。

エ 全面的改善の最適改善手法評価の実施

(ア) 最適改善手法評価の実施

南城地域居住機能再生計画書において、全面的改善と位置づけられている県営新開第2 団地について、令和2年度に策定した全面的改善計画（案）（作成中）をもとに評価申請書を作成し、公的機関における評価を受ける。（公的機関からの指摘等に対する修正業務を含む。）

(イ) 全面的改善事業実施に対する課題等の整理

最適改善手法評価の結果を踏まえ、今後、継続的に全面的改善事業を行うための課題や可能性等を整理し、報告書としてまとめる。

(5) 検討委員会の開催・運営

県において学識経験者、有識者、関係機関、庁内関係部局の代表者等を委員として、沖縄県住生活基本計画変更計画策定に係る内容を検討する委員会を設置する。（以下、「委員会」という。）検討委員会の開催・運営に係る次の業務を行う。

- (ア) 業務内容から得られた資料や既存の資料等を分析し、課題等を整理することにより、検討委員会用の資料作成及び技術的な提案をすること。
- (イ) 委員会は業務期間中に3回程度開催し、議事録を作成し、委員長及び県へ内容確認を行う。
- (ロ) 委員会で各委員からの意見及び質問事項等について、県と調整の上、回答資料を作成する。
- (ハ) 委員会の開催・運営に関する各委員との調整業務
- (ニ) その他の業務 必要な業務が生じた場合は、県と協議する。

特定テーマの内容

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

- ア 沖縄県住生活基本計画の変更にあたっての本県の地域特性について及び新型コロナウイルス感染症の拡大に係る住宅困窮者への住宅施策についての提案
- イ ストック総合活用計画や長寿命化計画において、全面的改善及び個別改善事業の事業手法判定をするにあたり、本県の背景・課題に対し効果的な判定基準の提案

(6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

(7) 業務量の目安 32,010,000(税込み)円以下

(8) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 沖縄県住生活基本計画基礎調査業務

- (ア) 沖縄県住生活基本計画 A4判
150ページ程度 150部（必要なページについてはカラー刷りとする。）
- (イ) 沖縄県住生活基本計画（概要書）A4判
20ページ程度 200部（必要なページについてはカラー刷りとする。）
- (ロ) プレゼンテーション用概要（概要書をベースとしたパワーポイントファイル） 1部
- (ハ) 電子データ（CD-R、報告書・概要書・プレゼンテーション用概要のデータ）
- (ニ) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）

イ 令和3年度沖縄県高齢者居住安定確保計画改定委託業務

- (ア) 沖縄県高齢者居住安定確保計画（改定版） A4判フルカラー
70ページ程度 200部
- (イ) 沖縄県高齢者居住安定確保計画（改定版）の概要版 A4判フルカラー
12ページ程度 200部
- (ロ) プレゼンテーション用概要（概要版をベースとしたパワーポイントファイル） 1部
- (ハ) 電子データ（a報告書・b概要書・cプレゼンテーション用概要のデータ、電子媒体CD-R）
- (ニ) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）

ウ 沖縄県公営住宅等長寿命化計画等策定業務

- (ア) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画 原稿（電子データをCD-R等に記録して提出）
 - (イ) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画の印刷物 本文のみ20頁程度 30部
 - (ウ) 沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画 原稿（電子データをCD-R等に記録して提出）
 - (エ) 沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画の印刷物 80頁程度 30部
 - (オ) 沖縄県公営住宅等長期修繕計画 原稿（電子データをCD-R等に記録して提出）
 - (カ) 沖縄県公営住宅等長期修繕計画の印刷物 本文のみ10頁程度 30部
 - (キ) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）
- エ 全面的改善の最適改善手法評価の実施
- (キ) 業務報告書（正副2部、電子媒体CD-R）

(9) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書に関する評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 企業の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
企業の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 (別記様式-2) 下記の順位で評価する。 ①建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）及び沖縄県の令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の建築関係コンサル業種の建築一般に登録がある。 ②沖縄県の令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の土木関係コンサル業種の都市計画及び地方計画に登録がある。 ③上記に該当しない場合は選定しない。	① 5 ② 2 ③ 特定しない
	専門技術力	成果の確実性（業務実績） (別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成23年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成23年度以降に類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない。 記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。2件以上提出した場合は、③の評価とする。	① 10 ② 6 ③ 特定しない
	管理技術力	当該管内常駐技術者（迅速性） (別記様式-3) 以下の順位で評価する。 ①沖縄県内に管理技術者が常駐している。 ②沖縄県内に担当技術者が常駐している。 ③上記に該当しない	① 5 ② 2 ③ 0

業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(別記様式-3) 下記の項目に該当する場合は特定しない。 ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。	-
合計		満点の点数	20

イ 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		管理技術者	担当※技術者	照査技術者
予定技術者の経験	資格要件	(別記様式-5) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画) ②技術士(建設部門:都市及び地方計画) ③上記に該当しない。	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0
経験及び能力	専門技術力	(別記様式-5の2)(別記様式-5の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成23年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績又は同種業務をマネジメントした実務経験(※)がある。 ②平成23年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績又は類似業務をマネジメントした実務経験(※)がある。 ※ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者(照査技術者にあっては、職務上従事した立場は照査技術者も認める。)とする。 ③上記に該当しない。 記載する業務は2件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、3件以上提出した場合は、③の評価とする。	①6 ②3 ③特定しない	①4 ②2 ③0	①2 ②1 ③特定しない
	業務執行	(別記様式-5) 公告2応募資格(1)イの都市計画及び地方計画に係る従事期間 ①公告日までの従事期間が10年以上 ②公告日までの従事期間が5年以上	①2 ②1 ③0	①- ②- ③-	①2 ②1 ③0

	技術力	③上記に該当しない。 従事期間は公告2応募資格(3)イの資格取得後の年数とする。			
情報収集力	地域精度	(別記様式-5) 平成23年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①平成23年度以降、沖縄県内における業務実績が2件以上ある。 ②平成23年度以降、沖縄県内における業務実績が1件以上ある。 ③上記に該当しない	①2 ②1 ③0	①4 ②2 ③0	①2 ②1 ③0
小計	満点の点数		12	10	8
			30		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

ウ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	書面
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 -7)	業務理解度	・目的、条件、内容の理解度が高いか。	0～8
	実施手順	・業務実施手順を示す実施フローの妥当性があるか。 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性があるか。	0～6
	その他	・業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があるか。 ・地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があるか。	0～6
小計			20

エ 特定テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	書面
特定テーマに関する技術提案	特定テーマの確性	・仕様書などの与条件及び地域特性との整合性があるか。 ・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されているか。	0～6

(別記様式 - 8)	1		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の重要度を考慮した提案となっているか。 ・事業の難易度にふさわしい提案となっているか。 	
		実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に説得力があるか。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・利用しようとする技術基準、資料が適切か。 ・提案内容によって想定される事業費が適切か。 	0～5
		独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独創性があるか。 	0～4
	2	特定 的 確 性	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されているか。 ・事業の重要度を考慮した提案となっているか。 ・事業の難易度にふさわしい提案となっているか。 	0～6
		実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に説得力があるか。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・利用しようとする技術基準、資料が適切か。 ・提案内容によって想定される事業費が適切か。 	0～5
		独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独創性があるか。 	0～4
小計				30
アからウの合計（満点）				100

オ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参 考 見 積 も り	業務コストの 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定 ・業務量の目安を超える金額の場合は非特定 	—

3 企画書に対する質問及び回答

企画書等を提出しようとする者は、企画書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
 沖縄県土木建築部住宅課 企画班
 電話番号 098-866-2418

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 令和3年6月14日（月）から令和3年6月21日（月）まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)による。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 令和3年6月22日（火）から令和3年7月5日（月）まで

イ 場 所 住宅課のホームページに掲載する。

【沖縄県土木建築部住宅課HP】<http://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html>